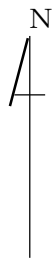


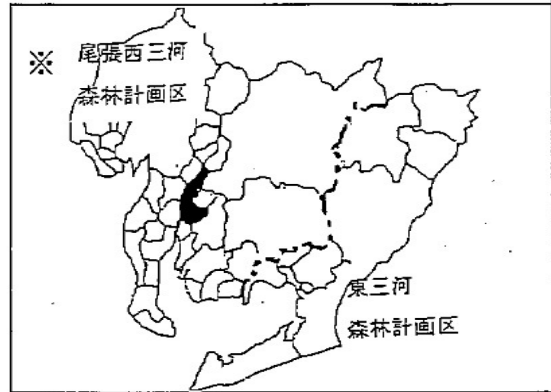
# 刈谷市森林整備計画

計画期間 自 2026年 4月 1日  
至 2036年 3月31日

愛知県  
刈谷市



市町村位置図



(凡 例)

山 岳 ▲

河 川

都道府県界 ..... (dotted line)

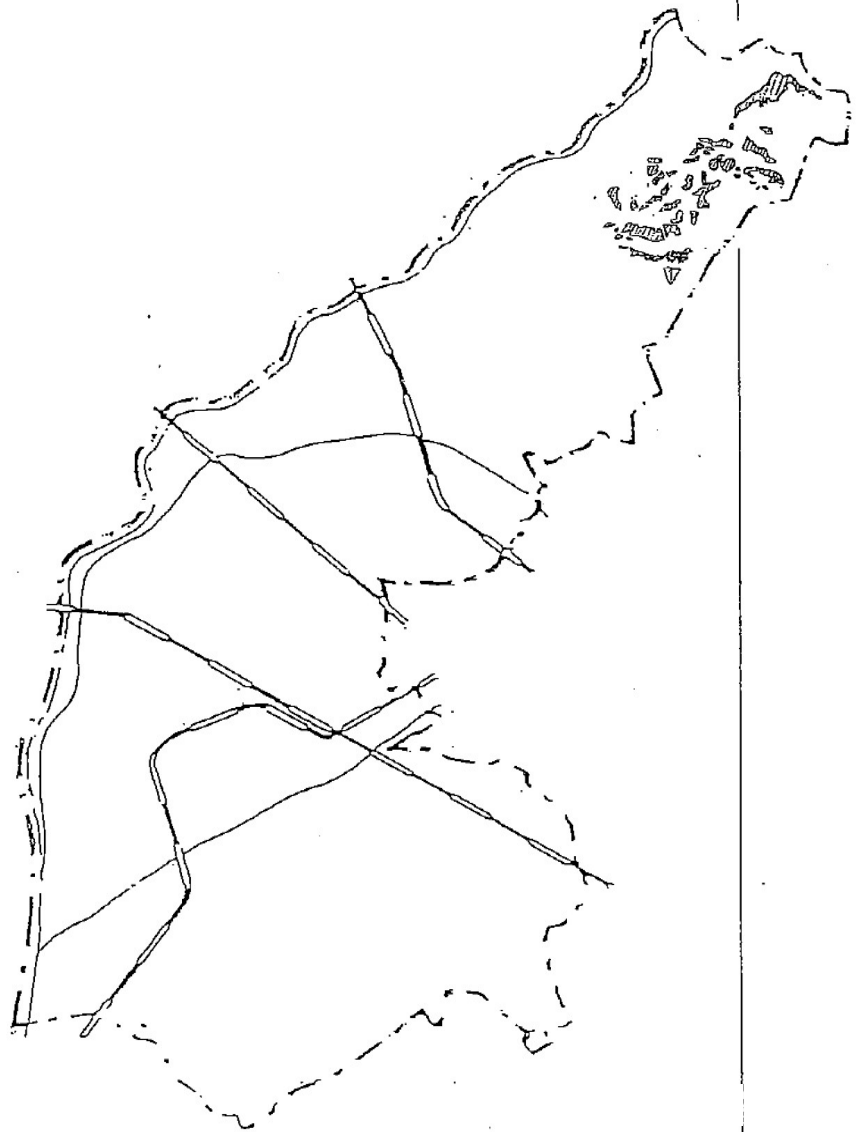
森林計画区界 - · - · - (dash-dot line)

市町村界 - - - - (dashed line)

民有林

国有林

鉄道



縮尺 7 万分の 1

目 次

I	伐採、造林、保育森林の整備に関する基本的な事項	(1)
1	森林整備の現状と課題	(1)
2	森林整備の基本方針	(1)
3	森林施業の合理化に関する基本方針	(4)
II	森林の整備に関する事項	(4)
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	(4)
1	樹種別の立木の標準伐期齢	(4)
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	(4)
3	その他必要な事項	(6)
第2	造林に関する事項	(6)
1	人工造林に関する事項	(6)
2	天然更新に関する事項	(8)
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	(9)
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	(10)
5	その他必要な事項	(10)
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐保育の基準	(10)
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	(10)
2	保育の種類別の標準的な方法	(11)
3	その他必要な事項	(12)
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	(12)
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	(12)
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	(13)
3	その他必要な事項	(15)
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	(16)
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	(16)
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	(16)
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	(16)
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	(16)
5	その他必要な事項	(16)

第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	(16)
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	(16)
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	(16)
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	(16)
4	その他必要な事項	(16)
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	(16)
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	(16)
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	(17)
3	作業路網の整備に関する事項	(17)
4	その他必要な事項	(17)
第 8	その他必要な事項	(17)
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	(17)
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	(17)
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	(17)
Ⅲ	森林の保護に関する事項	(17)
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	(17)
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	(17)
2	その他必要な事項	(17)
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	(17)
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	(17)
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	(18)
3	林野火災の予防の方法	(18)
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	(18)
5	その他必要な事項	(18)
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	(18)
1	保健機能森林の区域	(18)
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	(18)
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	(18)
4	その他必要な事項	(19)

V	その他森林の整備のために必要な事項	(19)
1	森林経営計画の作成に関する事項	(19)
2	生活環境の整備に関する事項	(19)
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	(19)
4	森林の総合利用の推進に関する事項	(19)
5	住民参加による森林の整備に関する事項	(20)
6	その他必要な事項	(20)

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は愛知県のおぼ中央に位置し、中部経済圏の中心でもある名古屋の東方20キロメートル圏内にある。市内には、境川、逢妻川、猿渡川の三河川が流れ、温暖な気候と肥よくな土壌に恵まれている。総面積は5,039ha、うち地域森林計画対象民有林面積は46.86haである。境川と逢妻川に挟まれた北部地域のごく一部に海拔40メートル内外の丘陵地が広がり、ここを中心に小面積の森林が点在している。人工林の面積は6.07haであり人工林率は13.0%で、県平均に比べて非常に低い。

このような森林の現状から、市内全域において木材生産を目的とした森林経営は行われていない。しかし、一部の森林については、身近な環境要素としての森林と住民のふれあいの場としての活用が期待されている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

#### カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

**(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策**

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を</p>

	<p>推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持す</p>

	る森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。
--	---

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

##### （1）伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

##### （2）伐採の方法

育成単層林施業については、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の

保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。
- (b) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮する。
- (c) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、前生稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

天然生林施業については（b）の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～エに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新により行われる場合には、前生稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意する。  
また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

### （3）主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期 の目安 (年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は農政課とも相談の上、地域の要望を考慮し、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉が少なく成長に優れたエリートツリー等の苗木の選定に努めるとともに、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
マツ類	中仕立て	3,000
広葉樹	中仕立て	3,000

なお、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数以外の本数により植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は刈谷市農政課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、春又は秋に植え付けることを標準とする。なお、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

なお、低コスト造林として、1,000～2,000本/haの植栽を行う場合は、獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、除伐等必要に応じて保育作業を行うものとする。

### （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定めるものとする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、別添の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類等
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
-----------	--

### (2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新するものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000本/ha

樹高は30cm以上とする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚幼樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

##### (ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合、1haにつき1箇所設定する。

##### (イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の3/10を下回るものについて、その後2年以内に3/10以上となるよう植栽するものとする。ただし、電力会社による線下伐採にかかる更新についてはこの限りではない。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

ただし、IVの1保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

該当なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令基準については、次のとおり定める。

##### (1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合  
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目		
スギ	中仕立て	3,500	16	21	26	間伐率(材積)は概ね35%以内とする。	
	疎仕立て	2,500	16	21	26	間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	

ヒノキ	中仕立て	3,500	1 6	2 1	2 6		
	疎仕立て	2,500	1 6	2 4	2 6		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐は、材積に係る伐採率が概ね35%以内であり、かつ、伐採後概ね5年で樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実な範囲内で行う。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な林齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施時期	実施回数	標準的な方法	備考
下刈	スギ ヒノキ	6月から7月頃を目安とする。	5から7回	植栽木が下草から抜け出る間に行う。なお、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等により判断し、回数を5回未満にすることも可能。	
つる切	スギ ヒノキ	6月から7月頃を目安とする。	2から4回	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。	
除伐	スギ ヒノキ	6月から8月頃を目安とする。	1から2回	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。	

枝打ち	スギ ヒノキ	樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	2から4回	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。	
-----	-----------	-----------------------	-------	---------------------------------------	--

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおり本市においては該当なしとする。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、下表のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散するものとする。森林の区域については、別表2のとおりとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

##### イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森

林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を行うものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散するものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
80年	90年	80年	80年	40年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。

なお、本市においては該当なしとする。

### (2) 施業の方法

植栽による適確な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

別表 1 公益的機能別施業森林区域

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	該当なし
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班イのうち小堤西池のカキツバタ群落東側丘陵地の天然記念物指定地域	3.4 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	該当なし
	木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	該当なし

別表 2 施業方法別森林区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	該当なし
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	1 林班イのうち 小堤西池のカ キツバタ群落 東側丘陵地の 天然記念物指 定地域	3. 4 ha
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし

### 3 その他必要な事項

該当なし

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

該当なし

### **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

該当なし

### **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

該当なし

### **4 森林の経営管理制度の活用に関する事項**

必要に応じて、森林経営管理制度の活用を図り、適切な森林の経営管理を推進する。

### **5 その他必要な事項**

特になし

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

該当なし

### **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

該当なし

### **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担は、相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

### **4 その他必要な事項**

特になし

## **第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

### **1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**

該当なし

**2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項**

該当なし

**3 作業路網の整備に関する事項**

該当なし

**4 その他必要な事項**

該当なし

**第8 その他必要な事項**

**1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**

該当なし

**2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項**

該当なし

**3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項**

本市の特用林産物であるきのこ類については、しいたけを中心に生産されている。生産者が施設の整備等を行う場合には制度資金の活用を呼びかけるなどの支援をする。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

**Ⅲ 森林の保護に関する事項**

**第1 鳥獣害の防止に関する事項**

**1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法**

**(1) 区域の設定**

該当なし

**(2) 鳥獣害の防止の方法**

該当なし

**2 その他必要な事項**

該当なし

**第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項**

**1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法**

## **(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法**

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努めかつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除等の施策により、被害の早急な終息をめざす。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

## **(2) その他**

森林病虫害等による被害の拡大防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

## **2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）**

該当なし

## **3 林野火災の予防の方法**

以下の対策を推進する。

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

(2) 林野パトロールの実施

## **4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項**

火入れを実施する場合には、刈谷市火入れに関する条例及び刈谷市火入れに関する条例施行規則を遵守するものとする。

## **5 その他必要な事項**

該当なし

## **IV 森林の保健機能の増進に関する事項**

### **1 保健機能森林の区域**

保健機能森林の区域は、本市にはない。

### **2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項**

該当なし

### **3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項**

該当なし

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### V その他森林の整備のために必要な事項

#### 1 森林経営計画の作成に関する事項

##### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

#### 2 生活環境の整備に関する事項

特になし

#### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林と関われる場所づくりを推進する。

- ・洲原池周辺の森林約12haは、洲原公園内に残された貴重な緑として保全する。
- ・岩ヶ池周辺の森林約13haは、森林を生かした岩ヶ池公園として整備し、貴重な緑を保全するとともに、自然環境学習の場として活用する。

#### 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
岩ヶ池公園	東境地区	全体の面積・・・3.4ha (内訳) 駐車場等・・・0.1ha 園路広場・・・0.2ha 遊戯施設・・・0.2ha 管理通路・・・0.7ha 森林・・・2.2ha		現状のとおり	1

## **5 住民参加による森林の整備に関する事項**

### **(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項**

特になし

### **(2) 上下流連携による取り組みに関する事項**

矢作川水源基金事業を通して、上流水源地における間伐体験やダム見学等の地域交流を行うことにより、上下流地域の相互理解を促進する。

### **(3) その他**

特になし

## **6 その他必要な事項**

- ・保安林その他制限林においては当該制限に従って施業を実施する。
- ・国の天然記念物であるカキツバタ群落の小堤西池周辺の森林約1.4haは、自然環境の維持向上をはかるために保全する。
- ・井ヶ谷町の古窯跡などの周知の埋蔵文化財包蔵地での施業については、あらかじめ市の関係各課と相談等を行い、適切な施業に努めることとする。
- ・「刈谷市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物の木造化等を推進することとする。
- ・盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

保健文化機能の維持増進を図るための  
森林施業を推進すべき森林  
(長伐期施業を推進すべき森林)

